



～利用を希望される方はこちらを参照してください～

1. 小牧市にぎわい広場とは

この広場は、イベントやマルシェ、キッチンカーなど、多くの方々に気軽に利用していただき、日常的なにぎわい創出を目指しています。人々が集い、日によって様々な活動が繰り広げられ、ワクワク感が生まれる広場をコンセプトとしています。

広場の設置目的

中心市街地の魅力及びにぎわいを創出し、並びに市民交流及び地域の活性化に寄与することを目的として、広場の設置をしました。

この広場は、小牧駅前広場等整備基本構想で定めた基本方針のうち、駅前の好立地を活かした「**新たなにぎわい空間**」の創出と、駅周辺施設をつなぐ「**快適な歩行者空間**」の確保を目指し整備されました。



3-1. 駅西エリアの基本情報

名 称： 小牧市にぎわい広場（駅西エリア）

所 在 地： 小牧市中央一丁目261番地

面 積： A区画588㎡、B区画128㎡、C区画533㎡
D区画150㎡、E区画187㎡

利用時間： 午前6時から午後9時（準備・撤去等の時間含む）
※ただし、早朝・夜間は近隣住民への音害等を考慮してください。

利用期間： 同一団体、法人及び個人の利用は、1月あたり原則6回までとします。
※連続使用する場合であっても、当日の利用時間を超えて機材・資材等を置くことはできません。
午後9時以降の時点で 完全撤去を行ってください。

そ の 他： 2022年11月1日供用開始

- ・この広場はイベント時以外は都市公園のため、一般の利用者の妨げにならないように利用してください。
- ・広場内は許可車両のみ進入できます。他の車両の進入及び駐停車は禁止しています。
※芝生への車両の進入は禁止しています。
- ・利用後は利用前の状態に戻してください。損傷等があった場合、その修復費用は原則利用者負担とします。

※それぞれポールがありますので、注意してください。

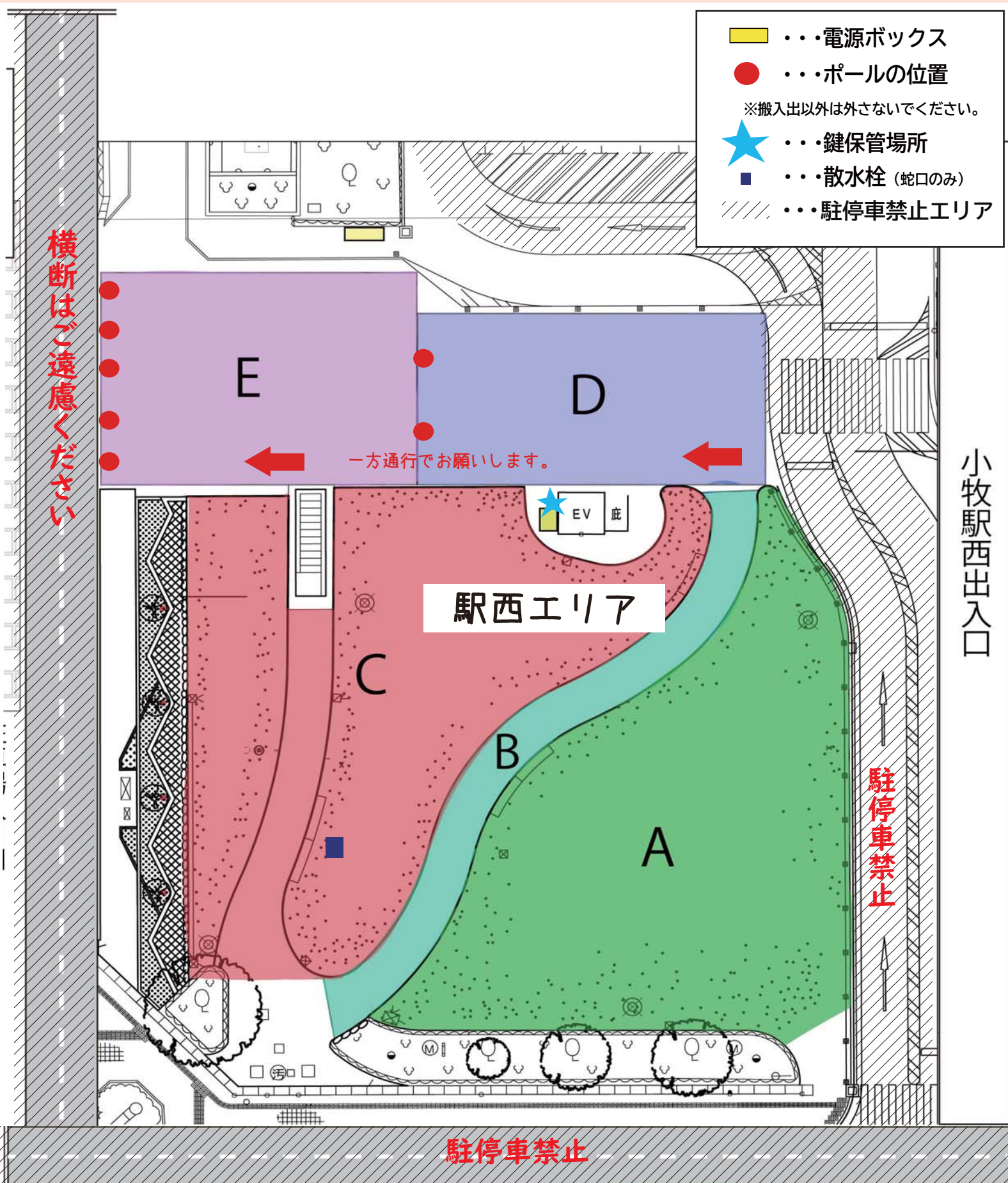


※DE 区画の利用例

※A 区画の利用例



駅西エリアの詳細図面



3-2. 図書館前エリアの基本情報

名 称： 小牧市にぎわい広場（図書館前エリア）

所 在 地： 小牧市中央一丁目521番地

面 積： F区画312㎡、G区画208㎡

利用時間： 午前6時から午後9時（準備・撤去等の時間含む）
※ただし、早朝・夜間は近隣住民への音害等を考慮してください。

利用期間： 同一団体、法人及び個人の利用は、1月あたり原則6回までとします。
※連続使用する場合であっても、当日の利用時間を超えて機材・資材等を置くことはできません。
午後9時以降の時点で 完全撤去を行ってください。

そ の 他： 2021年4月1日供用開始

- ・この広場はイベント時以外は歩行者専用道路のため、道路法及び道路交通法を遵守いただきますようお願いいたします。
- ・広場内は許可車両のみ通行できます。他の車両の通行及び駐停車は禁止しています。
- ・利用後は利用前の状態に戻してください。損傷等があった場合、その修復費用は原則利用者負担とします。

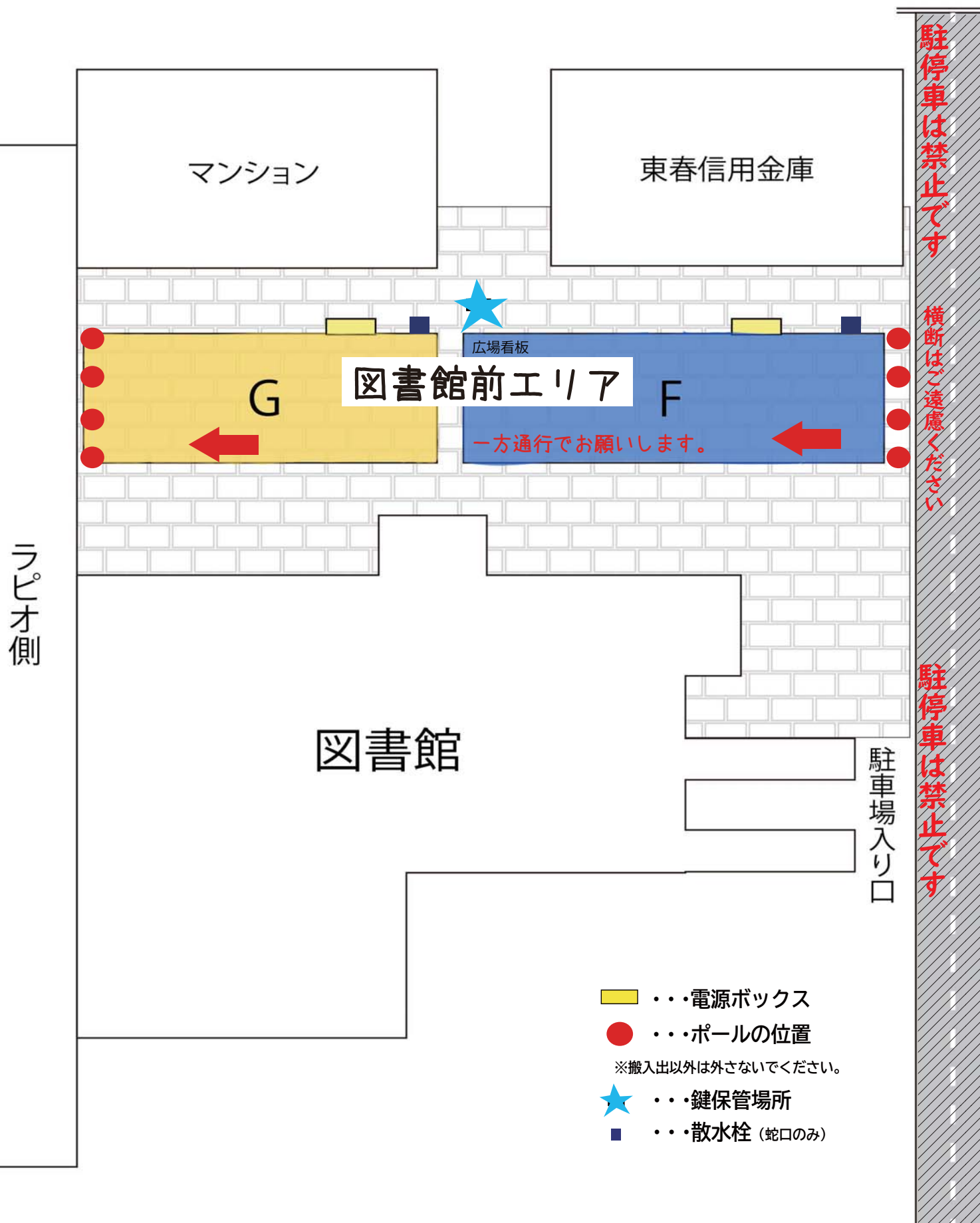


※テント出店の様子

※キッチンカー出店の様子



図書館前エリアの図面



4. 広場でできること



5. 広場でできないこと

市民の皆さんにとって、より良い広場とするために、以下のルールを守っていただきますようお願いします。

【①広場の目的に反すること】

- 小牧駅周辺のにぎわいに寄与すると認められない行為

【②勧誘・集会等をする事】

- 特定の宗教又は、政党に勧誘・集会等をする行為
- キャッチセールス等の行為

【③危険な行為を行うこと】

- キャッチボールなどの球技、スケートボードをし、又はこれらに類する 危険な行為



【④許可なく利用すること】

- 広場利用の際には必ず許可を得てください。

【⑤暴力団関係者等が利用すること】

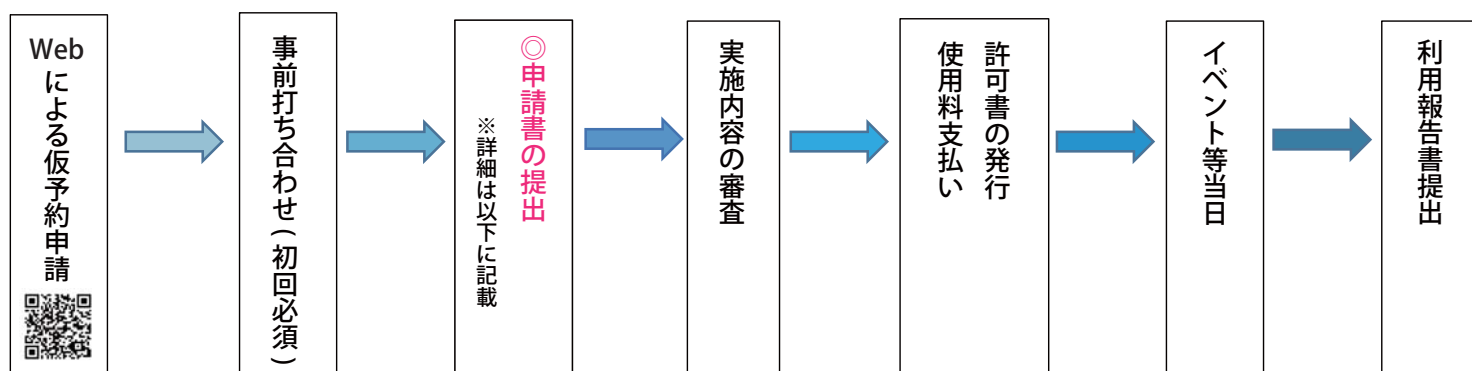
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」)若しくは同条第2号に規定する暴力団に若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用。小牧市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団の利益になる活動

6. 利用までの流れ

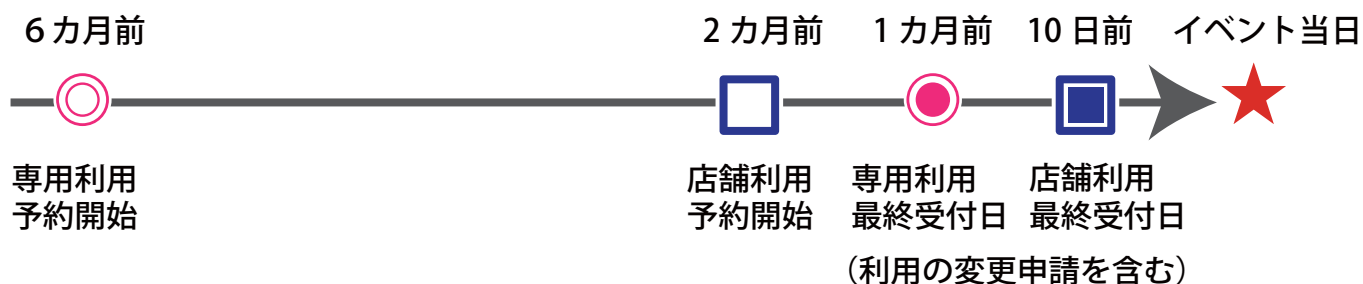
広場の利用申込み方法は「専用利用（イベント利用）」の場合と「店舗利用（物販等）」の場合とで異なりますので注意して下さい。

利用許可を受けた目的以外で使用をしたり、その一部や全部を転貸したり、権利の譲渡はしないでください。また申請内容に変更がある場合には変更申請を行ってください。

○利用の流れ



○申請書の提出について



◎ イベント【専用利用】

1区画以上の全面を利用する場合は、事前相談の上、利用日の6カ月前から利用日の1カ月前まで申請を受け付けます。審査会においてイベントの内容を審査し、許可の判断をします。

※申込みが多数の場合は抽選としますが、幅広く色々な方に利用していただきたいなどの理由から、日程の調整や場所の調整をお願いすることがあります。

□ 物販、キッチンカー等【店舗利用】

事前相談の上、利用日の2カ月前から利用日の10日前まで申請を受け付けます。受付は原則先着順ですが、日程調整や場所の調整することがあります。

【注意事項】

○初めて広場を利用する場合は、事前打ち合わせが必要です。

○窓口での受付は午前8時30分から午後5時15分までです。まずはシティプロモーション課にご連絡ください。

※提出資料及び添付資料について 詳細は次ページをご確認ください。

7. 申請書類について

◎以下の書類を提出してください。 **必須**

1) 小牧市にぎわい広場利用許可申請書

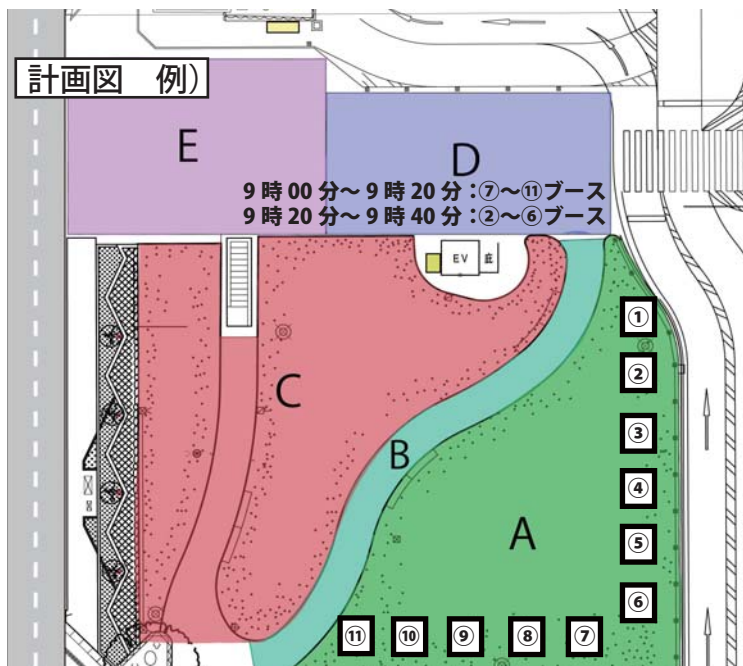
2) 企画書 兼 安全計画書

※様式はありませんが、以下の内容を記載してください。

- ・ 催事名
- ・ イベント内容
- ・ Instagramアカウント名等
- ・ 出店者名
- ・ 内容(種類・価格)
- ・ 出店店舗数(配置図を添付)
- ・ 電源設備(それぞれの使用量がわかるように)

※ブース数が5を超える場合、車両の搬入出を安全に行っていただくための、
計画を作成していただきます。

例) 11ブースで午前10時から駅西エリアに出店する場合



ブース①は小牧駅地下駐車場に駐車し、
EV を使用して運搬

小牧駅西出入口

3) にぎわい広場利用報告書

※広場利用後、報告書を提出してください。

※利用終了後の搬出入口のポール写真を添付してください。

◎利用許可書提出後に変更が必要な事由が発生した場合のみ

小牧市にぎわい広場利用変更(取消)許可申請書 を提出してください。

8. 使用料等について

★広場の専用利用料金

◎駅西エリア利用料金

区 画	金額（1時間あたり）	
	非営利	営利
A区画	650円	1,300円
B区画	150円	300円
C区画	590円	1,180円
D区画	170円	340円
E区画	210円	420円

※コンセント：1穴 160円 /1日

◎図書館前エリア利用料金

区 画	金額（1時間あたり）	
	非営利	営利
F区画	350円	700円
G区画	230円	460円

※コンセント：1穴 160円 /1日

※G区画は周辺環境に配慮し、現在は利用できません。

★広場の店舗利用料金

区画	金額（1時間あたり）
A区画からG区画までのいずれかの区画の一部	120円（1店舗）

※1店舗あたり、搬出入時の安全距離確保のため52㎡とします

9. 使用料等について

○営利・非営利の区分について

「非営利」

利益を得ることが目的ではなく、利用目的実現のみを行う行為。

例) パフォーマンス・ワークショップなど

「営利」

財産上、金銭上の利益を得る目的をもって、行う行為。

例) 物品の販売等

○キャンセル料 規定

取消理由	申告時期	キャンセル料
天災等による取消の場合(※) 警報等発令時は中止	—	なし(全額返金)
上記以外の理由の場合	利用日の10日前以降	使用料金の100%

※なお、地震・洪水など警報解除となった後も広場の利用に支障のある場合、返金します。

※風が強いなど、安全に広場の利用ができないと判断した場合、返金します。

10. 料金の減免について

小牧市が公益上特に必要があると認める事業又は、特別の理由があると認める事業は使用料が減免となる場合があります。

使用料の免除を受けようとする場合は、広場使用料減免申請書を広場利用許可申請書に添付のうえ提出してください。



1. 必要な申請や届出について

◆関係法令の遵守◆

- ①イベントなどを実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)、にぎわい広場の設置管理及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守してください。
- ②関係行政機関との調整や届出が必要となる場合は、利用者で手続きを行ってください。主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動の内容	申請先	住所	申請に要する時間
食品を提供する活動を行う場合	春日井保健所 ☎ 0568-31-2188	春日井市柏井町2丁目31	2~3週間
	春日井保健所小牧保健分室 ☎ 0568-77-3241	小牧市堀の内三丁目1番地	
火気器具等を使用する場合	小牧市消防本部 ☎ 0568-76-0119	小牧市安田町119番地	即日交付

◆音響設備など◆

アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前にシティプロモーション課と協議してください。近隣住民や歩行者の迷惑にならないようにしてください。

- ①歩行空間の管理運営上、周辺住民や通行者、また交通機関に支障があるときは、音量制限をさせていただきます。
- ②通行者や交通事業者、近隣住民などから苦情が寄せられたときは、イベントなどを中止していただく場合がありますのでご注意ください。

◆持ち込み物品、使用の設備について◆

持ち込み物品については、事前に確認させていただきます。

- ①複数日にまたがるご使用の場合、テントや資材などの持ち込み物品は原則として毎日撤去してください。
- ②許容電力量を超える使用はできません。
- ③電源コード類はつまずかないように養生するほか、必要に応じて、誘導員を配置してください。

12. 設備・備品の使い方について

○コンセントBOXの鍵について

- ・コンセントBOXには鍵がかかっています。
⇒利用方法については事前打ち合わせの際にお伝えします。

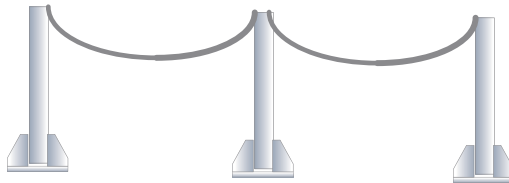


○電源の使用について

- ・申請いただいた穴の数以上の使用は禁止しています。
- ・1穴1,500wを上限とし、申請いただいた電力以上の使用は他の利用者の迷惑となるため、固くお断りします。
 - ①D区画<EV裏>に2口、E区画6口
 - ②F区画、G区画それぞれ6口

○ポールの開閉について

- ・搬出入の短時間に限りポールを外したままにさせていただくことは可能ですが、利用中は必ずポールを立てていただくようお願いします。
- ・広場の利用後ポールを戻したことを確認できるよう写真を撮影し、利用報告書に添付してください。
- ・ポールを外して地面に置く際、転がりやすいので注意してください。



○水道の利用について

- ・蛇口を二つ入口付近(C区画ベンチ付近、F区画、G区画エリア東側)に設けています。
⇒利用方法については事前打ち合わせの際にお伝えします。



13-1. 駅西エリアの約束ごと ◆以下の注意事項を遵守してください◆

- ①歩行者の動線を著しく妨げたり、点字ブロックの上や付近に物を置かないでください。
- ②利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、利用者で責任を持って行ってください。
設置物の転倒防止・風の対策を行ってください。
- ③会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生したなどルールを守らない場合は、強制的に中止していただくことがあります。その場合、利用料の返金や保障は行いません。
- ⑤利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難・破損などのすべての事故について、その責任は利用者が行うものとし、その損害額のすべてを賠償していただきます。
- ⑥利用後は、広場及び周辺を含めて清掃を行ってください。利用当日に発生したゴミは、持ち帰ってください。
- ⑦広場利用後は利用前の状態に戻してください。破損等は、原則、利用者負担で修復となります。
- ⑧搬入出時以外は駐停車禁止です。また搬入出時は歩行者に注意してください。
※芝生上への車両の乗り入れは搬出入時も含め完全に禁止です。
- ⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を各自行ってください。
- ⑩アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前にシティプロモーション課(以下CP課)と協議してください。近隣住民や歩行者の迷惑にならないようにしてください。
- ⑪各区画をそれぞれ別の利用者が利用する場合は、お互いの利用の妨げにならないよう配慮してください。
- ⑫安全のため、発電機の使用は禁止です。
- ⑬キッチンカー以外の火器の使用は禁止です。
- ⑭直径2cmを超える杭打ちは禁止です。
- ⑮汚水は持ち帰り、利用者負担で処分してください。
- ⑯その他、芝生を傷つける可能性のある行為は、CP課と協議してください。
- ⑰車両による搬出入を行う際は、他の車両の迷惑にならないよう、スムーズに行ってください。
※隣接する道路へは短時間であっても、絶対に駐停車は禁止です。
- ⑱5ブースを超える出店の場合は、搬出入の方法を含めた安全計画を提出してください。
- ⑲搬出入の際、車両がD、E区画を通行する場合は、小牧駅側から図書館方面への一方通行を遵守してください。



区画	調理を伴う出店	簡易なステージイベント	その他の出店
A区画 C区画	禁止	可能 ただし、芝生を傷つけないものに限る	ワークショップ・フリーマーケット、 クラフト、展示などを行う スペース として活用いただけます。 ※テント内での調理は禁止しています。 ※物販は可能です。
B区画	可能 キッチンカーのみ	禁止	
D区画 E区画		可能 ただし、芝生を傷つけないものに限る	

1 3-2. 図書館前エリアの約束ごと

◆以下の注意事項を遵守してください◆

- ①歩行者の動線を著しく妨げたり、点字ブロックの上や付近に物を置かないでください。
- ②利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、利用者で責任を持って行ってください。
設置物の転倒防止・風の対策を行ってください。
- ③会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生したなどルールを守らない場合は、強制的に中止していただくことがあります。その場合、利用料の返金や保障は行いません。
- ⑤利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難・破損などのすべての事故について、その責任は利用者が行うものとし、その損害額のすべてを賠償していただきます。
- ⑥利用後は、広場及び周辺を含めて清掃を行ってください。利用当日に発生したゴミについては、必ず持ち帰ってください。
- ⑦広場利用後は利用前の状態に戻してください。破損等は、原則、利用者負担で修復してください。
- ⑧搬入搬出時以外は駐停車禁止です。また搬入搬出時は歩行者に注意してください。
※但し、広場内で催事等において車両を使用する場合（キッチンカーなど）を除きます。
- ⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を各自行ってください。
- ⑩音響設備は使用できません。BGMは音量の制限を行ってください。また臭いや煙の出るものは近隣住民や歩行者に迷惑となりますので、禁止となっております。近隣住民や歩行者の迷惑にならないようにしてください。
- ⑪各区画をそれぞれ別の利用者が利用する場合は、お互いの利用の妨げにならないよう配慮してください。
- ⑫安全のため、発電機の使用は禁止です。
- ⑬ペグや杭打ちは禁止です。



◆利用する区画によってできることが異なります◆

	調理を伴う出店	簡易なステージイベント	その他の出店
F区画	可能 キッチンカーのみ	禁止	ワークショップ・フリーマーケット、クラフト、展示などを行う スペースとして活用いただけます。
G区画	禁止	禁止	
※ただし煙や臭いが出るイベント及び、音の出るイベントは禁止します。			

14-1. Q&A その1

◆予約に関する内容◆



8月25日の専用利用
2月25日から予約受付

3月15日の店舗利用
1月15日から予約受付

Q 予約はどのように行いますか。

A 専用利用する日の6ヵ月前、店舗利用する月の2ヵ月前から、予約を受け付けています。
利用許可の判断は、審査会において審査を行い、決定します。
※ただし、専用利用の場合は実施する日の1ヵ月前、店舗利用は**利用日**の10日前が最終受付となります。
(詳細はP. 8を参照してください。)

Q 定期的に毎週、または、毎日使いたいのですが予約はできますか。

A 同一(事実上)の団体、法人、個人の利用は1月あたり6回まで利用可能です。

Q どのような人が利用できますか。

A 中心市街地のにぎわいに寄与し、政治目的や特定の目的、暴力団関係者等などでなければ、団体、法人、個人、市内外を問わずどなたでも利用できます。(詳細はP. 7を参照してください。)

◆当日に関する内容◆

Q 資材を積んだ車を乗り入れてよいですか。

また、その車をそのまま駐車しておいてよいですか。

A 準備・片付けの段階で、2t以下の車両の乗り入れは可能ですが、キッチンカー以外は常時駐車したままにはできません。
搬出入に使用した車両についてはラピオ地下駐車場・小牧駅地下駐車場等(図書館駐車場は駐車不可)をご利用ください。(ただし有料)また2日以上連続した利用についても、店の機材等を広場に置いたままにせず、毎日原状回復してください。

Q 準備片付けは、利用時間を超えて行ってもよいですか。

A 準備片付けも含めて利用時間内でお願いします。

Q 歩道上のイベントですが、一般の歩行者の通行制限はできますか。

A この歩行者専用道路は、歩行者を通行止めにする通行規制はできません。歩行者通行部分は、貸し出しエリアに含まれないため、貸し出しエリア内で、イベント等を開催してください。
点字ブロック付近は、エリアに含まれないため、何も置くことができません。

Q 歩行者やイベント来場者の安全確保は、市で行ってもらえますか。

A 市では行いません。イベント等を開催する広場の利用者の責任において通行整理、警備を行ってください。

Q ゴミはどこに捨てればよいですか。

A 広場内にゴミ箱は用意しておりません。利用者の責任において持ち帰り処分してください。
特に調理を伴う販売を行う際は、各自ごみ箱の設置に努めてください。

Q 調理を伴うテント出店は可能ですか。

A 出店できません。調理を伴う出店は、キッチンカーのみ可能です。
※どのような行為が『調理』にあたるかは、事前に春日井保健所へ確認してください。



I 4-2. Q&A

◆不測の事態に関する内容◆

以下の内容は広場の利用に、危険が生じるため速やかに市へ連絡してください。

Q 準備や片付け、イベント開催中に事故、ケガなどがあった場合は、どのように対応すればよいですか。

A 広場を利用する利用者の責任において、事故、ケガなどに対応してください。
イベント等で利用する場合は、緊急時のマニュアルを作成し、シティプロモーション課に提出してください。

Q 広場の水道・電気のコンセントが壊れています。

A 至急対応させていただきます。どのような状況か教えてください。

Q 広場の電気が消えています。

A 原因を確認します。復旧に時間がかかることが予想されます。暗闇での調理は危険のため、
電気の使用を中止していただくようお願いします。
道路街灯が消えている場合は、市の道路課(☎0568-76-1174)へ連絡してください。

Q ベンチ等の備品を壊してしまいました。

A 利用者の責任において原状回復をしていただきます。
破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対処を行っていただき、至急シティプロモーション課に
連絡してください。

Q 道路が壊れています。

A 破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対処を行っていただき、至急シティプロモーション課に
連絡してください。

◆提出書類に関する内容◆

Q 販売禁止品目や営業できない店舗はありますか。

A コピー商品など法律に違反する物品は販売できません。
公序良俗に違反する物品の販売はできません。
その他市長がふさわしくないと判断したものは、販売をお断りしています。
飲食物を販売する場合は、保健所の営業許可を受けていない品目は販売できません。

Q コンサートを予定していますが、音響機材の貸し出しはありますか。

A 音響機材の貸し出しは行っていません。にぎわい広場は、住居が近くにあるため、大きな音を出すことが
できません。司会者のマイクなど必要な程度の機材をご自身で用意してください。

※その他、不明点は問合せください。

平 日：小牧市役所 シティプロモーション課

☎0568-76-1173 (8:30~17:15)

土日祝：小牧市役所 代表電話

☎0568-72-2101



